

◇保険料の計算方法（年度途中で加入した方は、加入した月からの月割で計算）

●医療分

均等割額 59,963 円	+	所得割額 (前年中の所得－基礎控除(最大43万円)×11.61%)	=	年間保険料額 医療分算出保険料 【限度額85万円】(100円未満切り捨て)
------------------	---	--------------------------------------	---	---

●子ども分

均等割額 1,364 円	+	所得割額 (前年中の所得－基礎控除(最大43万円)×0.28%)	=	年間保険料額 子ども分算出保険料 【限度額2.1万円】(100円未満切り捨て)
-----------------	---	-------------------------------------	---	---

▼年間保険料の例：夫婦2人世帯（世帯主は夫）で、ともに75歳以上で年金収入のみの場合

年金収入	夫	80万円	212万円	231万円	283万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円
令和7年度保険料	夫	15,800円	96,000円	134,300円	206,200円
	妻	15,800円	26,400円	42,300円	52,900円
令和8年度保険料	夫	17,100円	100,700円	141,700円	215,800円
	妻	17,100円	30,500円	48,900円	61,200円
夫婦の軽減の該当	均等割額7.2割 ※子ども分は7割	均等割額5割	均等割額2割	軽減なし	

令和8年度 後期高齢者医療保険料のお知らせ

圏市民税係Tel 74-4864
北海道後期高齢者医療広域連合Tel 011-290-5601

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。この保険料率は世代間などの負担の公平を図り、後期高齢者医療制度を維持する観点から2年ごとに見直しが行われます。令和8年度では、4月より「子ども・子育て支援金制度」が開始されたことに伴い、「子ども・子育て支援納付金(子ども分)」が新設され、従来の基礎賦課額は「医療分」として区別されることとなり、保険料率が次のとおり改正されました。なお、令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付する予定です。

◇保険料率改定の内容

	令和6・7年度	令和8年度	
	基礎賦課額	医療分(基礎賦課額)	子ども分
均等割額	52,953円	59,963円	1,364円
所得割率	11.79%	11.61%	0.28%
賦課限度額	80万円	85万円	2.1万円

◇保険料の軽減(手続き不要)

●均等割額の軽減対象の見直し

下表のとおり3段階の軽減があり、被保険者と世帯主(被保険者ではない場合も含む)の所得の合計額で判定します。令和8年度は医療分のみ7割軽減から7.2割軽減へと拡大し、5割軽減・2割軽減の対象者の所得判定基準が改正されました。また、新設となった子ども分も医療分と同様に均等割額の軽減が適用されます。

	今年度からの新設箇所		前年度からの変更箇所	
	均等割の軽減対象になる世帯	区分	軽減割合	軽減後均等割額
被保険者と世帯主の令和7年中の所得の合計額	【43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下の世帯	医療分	7.2割	16,789円
		子ども分	7割	409円
	【43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下の世帯	医療分	5割	29,981円
		子ども分	5割	682円
	【43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下の世帯	医療分	2割	47,970円
		子ども分	2割	1,091円

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方
 ・給与などの収入金額が55万円を超える方
 ・公的年金の収入金額が65歳未満の方で60万円、65歳以上の方で125万円を超える方
 ※65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、公的年金等控除額を引いたあと、さらに15万円を差し引いた額で判定

●被用者保険の被保険者だった方に対する軽減(継続)

後期高齢者医療保険の加入時に、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は所得割額がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割額が5割軽減となります。ただし、市町村国保や国民健康保険組合に加入していた方は該当になりません。また、所得の状況により均等割額の軽減割合が7.2割(子ども分は7割)となる場合があります。

令和8年度 介護保険料のお知らせ

圏介護保険係(介護保険全般に関すること) Tel 74-4182
市民税係(介護保険料に関すること) Tel 74-4864

◇税制改正に伴う令和8年度介護保険料の算定方法について

令和7年度の税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。介護保険制度は3年を1期とする介護保険事業計画に基づき、基準となる保険料を決定しています。また、介護保険料は住民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としており、今回の税制改正により保険料の収入が減少し、事業運営に支障が出ることを避けるため、税制改正の影響を受けないよう介護保険法施行令の改正が行われました。このことにより、令和8年度の介護保険料に限り、改正前(55万円)の控除額に調整して算定を行います。また、世帯の住民税の課税・非課税の判定も同様に改正前の控除額に調整して算定を行います。なお、令和8年度介護保険料決定通知書は7月中旬に送付する予定です。

◇介護保険料の基準額変更について

介護保険法施行令の改正により、令和8年度介護保険料から、下表のとおり所得段階の第1・2・4・5段階の対象者を判定する本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額の基準が、80.9万円から82.65万円に変更となります。なお、今回の変更で各段階の保険料年額の変更はありません。

◆所得段階別介護保険料(第1段階～13段階までのうち、変更のあった第5段階までを抜粋)

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方または本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 82.65万円 以下の方	17,100円 (月額1,425円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が右記に該当する方	82.65万円 を超え120万円以下 29,100円 (月額2,425円)
第3段階		120万円を超える 41,100円 (月額3,425円)
第4段階	市民税課税世帯のうち、本人が市民税非課税者で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が右記に該当する方	82.65万円 以下 54,000円 (月額4,500円)
第5段階		82.65万円 を超える 60,000円 (月額5,000円)

令和8年度 国民健康保険税のお知らせ

圏市民税係TEL 74-4864

令和8年4月より「子ども・子育て支援金制度」が開始されたことに伴い、「子ども・子育て支援納付金(子ども分)」が新設され、基礎課税額(医療分)の賦課限度額についても、国の税制改正に基づく地方税法および市税条例の改正により変更となりました。また、世帯の所得が一定額以下の場合に軽減される応益分保険税(均等割・平等割)の2割軽減と5割軽減の対象範囲が拡大されることになりました。なお、令和8年度国民健康保険税納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

☆子ども・子育て支援納付金(子ども分)

応能割	所得割	0.29%
応益割	均等割	1,000円
	18歳以上均等割 ※	100円
	平等割	1,000円

※18歳以上均等割とは

18歳未満の被保険者は均等割額が減額されます。そのため、18歳以上の被保険者で当該減額分を補うよう新設されました(医療分、支援金分、介護分についての減額措置はありません)。

◇賦課限度額の比較表

■ 今年度からの新設箇所 ■ 前年度からの変更箇所

	医療分	支援金分	介護分 (40～64歳)	子ども分	計
令和7年度	660,000円	260,000円	170,000円	—	1,090,000円
令和8年度	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円	1,130,000円
増減額	10,000円	0円	0円	30,000円	40,000円

◇軽減対象範囲の変更(手続き不要)

前年の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります。

■ 前年度からの変更箇所

① 2割軽減 【令和7年度】43万円 + (56万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)



【令和8年度】43万円 + (**57万円**×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)

② 5割軽減 【令和7年度】43万円 + (30.5万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)



【令和8年度】43万円 + (**31万円**×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)

※7割軽減に係る所得判定基準額に変更はありません。

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が65歳未満の方で60万円、65歳以上の方で125万円を超える方

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、公的年金等控除額を引いたあと、さらに15万円を差し引いた額で判定